

## 大泉町中小企業功労者選考委員会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、大泉町中小企業功労者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の運営要領を定めることを目的とする。

### (職務)

第2条 選考委員会は、大泉町中小企業功労者、永年勤続優良従業員表彰要綱2の(1)の各号に該当するかどうかを審査するものとする。

### (組織)

第3条 選考委員会は、大泉町労働教育委員会第一部会委員をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、大泉町労働教育委員会事務局において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるほか、必要事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、昭和45年6月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、昭和49年6月27日から施行する。